

令和6年2月22日  
国土交通省関東地方整備局  
港湾空港部

## 「東京湾航行支援に係る事前・震後行動計画（地震・津波編）」 （第3版）の改訂及び「東京湾航行支援に係る事前・事後行動計画（風 水害編）」（初版）の策定について

「東京湾航行支援協議会」（平成21年9月8日設置）では、平成27年3月26日に大規模地震発生時において緊急物資輸送船、大型コンテナ船の受入を目的に「東京湾航行支援に係る事前・震後行動計画」（初版）を策定して以降、平成29年3月に第2版としてエネルギー関係輸送船の受け入れを追記し、今回第3版でエネルギー関係輸送の復旧目標の更新等を行い「東京湾航行支援に係る事前・震後行動計画（地震・津波編）」の名称としました。

協議会ではこれまで地震・津波への対応を検討し、行動計画に反映して参りましたが、平成30年台風21号で神戸港においては、コンテナターミナル等の浸水、コンテナの航路・泊地への流出、荷役機械の電気系設備の故障・損壊、走錨した船舶がアクセス橋に衝突し、一部通行できなくなり、また、令和元年台風15号、19号で東京湾においては、想定以上の高波による護岸の損壊や、暴風等により走錨した船舶が南本牧はま道路に衝突するなど港湾・空港が大きな被害を受ける事態が発生したことを踏まえ、この度、「東京湾航行支援に係る事前・事後行動計画（風水害編）」（初版）を取りまとめましたので、お知らせ致します。

1. 東京湾航行支援に係る事前・震後行動計画（地震・津波編）の改訂（別紙1参照）
2. 東京湾航行支援に係る事前・事後行動計画（風水害編）の策定（別紙2参照）

※詳細の行動計画内容については、「関東地方整備局港湾空港部」で検索いただき、ホームページでご確認ください。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課

電話：045-211-7427 mail：info-i83ab@mlit.go.jp

課長 滝口 和美（たきぐち かずよし）（内線：5719）

課長補佐 近藤 充隆（こんどう みつたか）（内線：5742）

# 「東京湾航行支援に係る事前・震後行動計画（地震・津波編）」（第3版）の概要と主な改訂のポイント

## 今回の主な改訂のポイント

- 名称変更：「東京湾航行支援に係る事前・震後行動計画」から「東京湾航行支援に係る事前・震後行動計画（地震・津波編）」に更新
- 東京湾内の各港の耐震強化岸壁（含む海上輸送拠点）を時点更新
- 東京湾内の各港のエネルギー関係施設の時点更新
- 震後行動における復旧目標についてエネルギー関係輸送に関しては、「発災後7日以内」から「72時間以内」に更新
- 想定される緊急物資輸送船の諸元から海上保安庁巡視船を更新
- 参考資料の追加

## 1. 事前・震後行動計画策定の目的

「東京湾航行支援に係る事前・震後行動計画」として、大規模地震発生時に、在湾船舶の安全を確保するとともに、障害物の発生した水域の航路啓開を早期に実施できるよう、関係者が連携して的確な対応を行うために、情報共有しておくべき事項をまとめ、策定する。

## 2. 想定地震と被災想定

### 1. 想定地震

- 都心南部直下地震（津波が発生しないケース）
- 南海トラフ巨大地震（津波が発生するケース）

### 2. 被災想定

- 想定地震について、内閣府の中央防災会議において想定する、震度分布及び主な定量的被害並びに南海トラフ巨大地震での津波高と到達時間を想定した。

## 3. 事前・震後行動計画の内容

### 1. 構成

- 行動計画は、事前行動と震後行動で構成。
- 事前行動としては、大規模地震発生時における役割分担を協議会会員間であらかじめ定め、定期的に訓練等を実施し、行動計画の実効性向上を図る。
- 震後行動については、事前行動であらかじめ定められた役割分担に基づき協議会会員を中心として関係者が対応する。

### 2. 基本的な考え方

- 大規模地震発生時の、緊急物資、エネルギー関係輸送及び国際コンテナ輸送の受入に向けた指示系統や情報収集体制、基本的な航路啓開ルート等について、あらかじめ行動計画に定めた。

### 3. 対象範囲

- 航路啓開範囲は、東京湾内における開発保全航路（退避水域を除く）、緊急確保航路、港湾区域内において航路と船舶受入対象施設を結ぶ水域及び港湾広域防災区域とする。

#### 【改訂のポイント】

- ・東京湾内の各港の耐震強化岸壁（含む海上輸送拠点）を時点更新。
- ・東京湾内の各港のエネルギー関係施設の時点更新。

## 4. 事前行動

### 1. 東京湾航行支援協議会の開催

- 協議会等を定期的で開催し、発災時における役割分担や行動計画を事前に確認する。

### 2. 情報連絡網の構築

- 通常業務での関係を最大限活用した多様な情報連絡網を構築するものとする。

### 3. 訓練による行動計画の確認・改訂

- 協議会の会員により、定期的な訓練を実施し、連携体制を確認する。
- 協議会や作業部会での検討や訓練結果をもとに見直しを行い、実践的なものに改訂していく。

## 5. 震後行動

### 1. 目標

- 発災時における在港船舶、在湾船舶に対する支援及び緊急物資、コンテナ、エネルギー関係に対する輸送支援を実施するため、下表に示す目標を設定した。

#### 【改訂のポイント】

- ・エネルギー関係輸送について、発災後7日以内から人命救助のために重要な発災後72時間以内に更新。

支援項目	時期	復旧目標
在港船舶支援	発災直後	緊急の港外待避等の初動対応を迅速に実施。
在湾船舶支援	発災直後	出湾する必要がある場合は、在湾支援の実施。
緊急物資輸送	発災後24時間以内	湾外から川崎港東扇島基幹的広域防災拠点への緊急物資輸送船第1船入港が可能となるよう、航路啓開を実施。
	発災後48時間以内	川崎港東扇島基幹的広域防災拠点及び湾外から東京湾内の海上輸送拠点への緊急物資輸送が可能となるよう、航路啓開を実施。
	発災後72時間以内	川崎港東扇島基幹的広域防災拠点及び湾外から東京湾内の各港耐震強化岸壁への緊急物資輸送が可能となるよう、航路啓開を実施。
コンテナ輸送	発災後7日以内	耐震強化岸壁への大型コンテナ船の入港が可能となるよう航路啓開を実施。
エネルギー関係輸送	発災後72時間以内 ※改訂	緊急物資輸送対応に引き続いて、発災後72時間以内のエネルギー関係輸送船の入港が可能となるよう、障害物調査・除去、応急措置等の航路啓開を実施する。 なお、燃料の供給については、必要に応じて、「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」等を踏まえ、人命救助のために重要な72時間を意識し、対応する。

### 2. 航路啓開基本ルート

- 航路啓開基本ルートは、対象施設と航路等を最短で結ぶ線を基本とし、法令等に基づく海上交通ルール、船種船型、緊急確保航路の範囲等を考慮して設定した。

### 3. 航路啓開における暫定航路の考え方

- 船型に基づき優先啓開範囲を暫定航路として暫定水深と暫定航路幅を設定した。
- 緊急物資輸送船の船型の事前の特定は困難なことから、過去の事例を踏まえ想定した。

#### 【改訂のポイント】

- ・想定される緊急物資輸送船の諸元から海上保安庁巡視船を更新。

- エネルギー関係輸送船や大型コンテナ船の船型については、実際に就航している船舶、あるいは港湾の施設の技術上の基準・同解説を参考に想定した。

## 6. 参考資料

- ① 港湾施設の暫定供用開始のプレス例
- ② 南海トラフ地震に関する情報（情報発表条件、南海トラフ地震臨時情報発表までの流れのイメージ）
- ③ 港湾法第55条の3の3（平成29年7月に港湾法改正）  
※「国土交通大臣は非常災害において、港湾管理者から要請があり、かつ、物資の輸送の状況等を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、港湾施設の管理の全部又は一部を、期間を定めて行うことができる」条項が追加

今回の主な策定のポイント

1.背景

平成30年9月の台風第21号神戸港のコンテナターミナル等が暴風・高潮により浸水、コンテナの航路・泊地への流出、荷役機械の電気系設備の故障・損壊等や令和元年には台風第15号、19号の東京湾に来襲により、想定以上の高波による護岸の損壊や、暴風等により走錨した船舶が南本牧はま道路に衝突するなど横浜港を中心として港湾施設に甚大な被害をもたらした。

2.策定ポイント

- 東京湾航行支援に係る事前・震後行動計画（地震・津波編）を基に、災害の性質の違いに留意して策定
- 直前予防対応
  - ・発生時期については気象予報により事前に予測出来るため減災のための直前予防対応が可能
  - ・主に台風来襲に備えた港外待避、走錨対策
- 船舶受入対象施設
 

風水害では地震動による岸壁等の物理的損傷は想定されないため、耐震強化岸壁であるかにかかわらずコンテナバース、エネルギー供給に関する施設を対象施設として想定する。

1. 行動計画策定の目的

「東京湾航行支援に係る事前・事後行動計画（風水害編）」として、風水害発生時に、東京湾内各港における早期の港湾物流機能の回復のためには、各港における港湾BCPの着実な実施に加え、東京湾内における在湾船舶の安全確保、航路啓開が重要である。  
風水害発生前後に関係者が連携して的確な対応を行うために、情報共有しておくべき事項を取りまとめ、策定する。

2. 本計画の対象

- 1.被災想定
  - 令和元年台風第15号、第19号クラスの台風の襲来による被災
  - 平成30年台風第21号による阪神港の被災
- 2.目標
 

風水害発生時の東京湾内における水域の被害を軽減するとともに、被害発生時においては、早期の港湾機能の回復を図る。
- 3.対象期間
 

○台風上陸の2～5日前～東京湾内に船舶の入港が実現するまで

3. 本計画の使い方

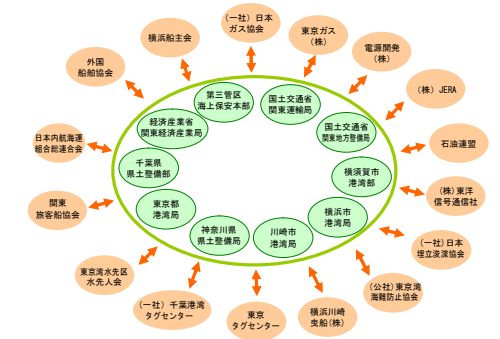
- 平常時から各団体や組織内の連絡体制や業務分担を決めておく。
- 各主体における事前準備活動の周知徹底を図る。

4. 情報連絡網の構築

- 協議会の会員は、通常業務との関係を最大限活用した多様な情報連絡網を構築する。
- 大規模地震発生時と同様に情報共有は、対処行動を左右することから、情報連絡は、メール、電話、FAX等を活用し、情報連絡の多重化を行う。

5. 事前行動

- 1.東京湾航行支援協議会について
  - 大規模な台風接近時には各関係者が情報共有を行いながら、的確な対応を行うことができるよう、適時適切に連携する。



- 2.事前準備活動等
  - 水域における被害を最小化するため、台風接近2～5日前から各関係機関による気象情報の収集、関係機関間の必要な情報連絡等のソフト対策を事前に実施するとともに船舶の港外退避、安全な避泊（走錨防止）の実現を目指す。なお、東京湾の走錨対策は第三管区海上保安本部等が中心となって警戒体制の発令等の対応を実施する。

- ①台風最接近の2～5日前
 

事前準備活動のための体制準備、関係機関との連絡体制の強化等を実施する。
- ②台風最接近の1日前
 

港湾管理者は蔵置物等の流出、飛散防止に関する対策状況の確認を実施し、船舶を保有する事業者は船舶の係留強化、港外退避を実施するなど直前予防対応を開始する。  
第三管区海上保安本部・各海上保安部が各種航行警報の発出、湾内の船舶の監視強化、湾内の停泊船舶への指導・勧告・命令を実施する。
- ③台風最接近の半日前
 

各関係機関による直前予防対応は完了。  
第三管区海上保安本部・各海上保安部が各種航行警報の発出、湾内の船舶の監視強化、湾内の停泊船舶への指導・勧告・命令を実施する。
- ④台風最接近時
 

第三管区海上保安本部・各海上保安部が各種航行警報の発出、湾内の船舶の監視強化、湾内の停泊船舶への指導・勧告・命令を実施する。  
関東地方整備局はみなとカメラによる状況監視を実施する。
- ⑤台風通過後
 

第三管区海上保安本部・各海上保安部が警戒体制を解除、各関係機関では直前予防対応を解除する。  
関東地方整備局は航路等水域施設の被災状況を点検するとともに、漂流物等に関する情報を第三管区海上保安本部と共有する。  
また、港湾管理者は港湾区域内の水域の被災状況の点検、防波堤等の被災状況の点検を実施する。

6. 事後行動

- 1.事後行動の考え方
  - 発災後の事後対応については、基本的には「東京湾航行支援に係る事前・震後行動計画（地震・津波編）」の震後行動と同様に考える。
- 2.台風通過後の対処行動
 

東京湾内の被害が大きく、水域の被害が開発保全航路等の港外にも及び場合、「東京湾航行支援に係る事前・事後行動計画（風水害編）Ⅲ. 事後行動」の復旧シナリオ、基本対応パターンに基づき、被災情報の収集、障害物調査、除去等を実施する。